

検定審査不合格となるべき理由書

受理番号 107-104	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
--------------	---------	---------	----------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日文科科学省告示第174号）に照らして、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年文科科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の世界史探究の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の世界史探究の目標においては、「世界の歴史の大きな枠組みと展開に関わる諸事象について、地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解するとともに、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、地理的条件と関連付けながら理解させ、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けさせることが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の世界史探究の内容及び内容の取扱いに示す事項を適切に取り上げていない。

さらに、学校教育法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年文科科学省告示第105号）社会

2. 欠陥箇所

受理番号 107-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
2	全体		全体	学習指導要領に示す世界史探究の目標に従っていない。 (目標(1)「地理的条件…と関連付けながら理解するとともに、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(3)	
3	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A(1), B(2)(3), C(2)(3), D(2)(3)(4), E(1)(2)(3)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」、E(4)「諸資料を活用し探究する活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。」)	1-(3)	
4	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)イ「歴史に関わる諸事象については、地理的条件と関連付けて扱うとともに、」)	1-(3)	
5	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)ウ「年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、」)	1-(3)	
6	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用すること。」)	1-(3)	
7	5 - 7	上1-上 1	全体 (12～19ページ上1～下3行目 全体も同様。)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
8	5 - 7	上1-上 1	全体 (12～19ページ上1～下3行目 全体も同様。)	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標に一致していない。 (「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、」)	1-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定審査不合格理由書

受理番号 107-104	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
--------------	---------	---------	----------	----

1. 不合格理由

本申請図書は、高等学校教科用図書検定基準（平成30年9月18日 文部科学省告示第174号）に照らし、以下の理由と「2. 欠陥箇所」に示すとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に定める高等学校の目的、同法第51条第1号に定める高等学校教育の目標、高等学校学習指導要領（平成30年 文部科学省告示第68号）の総則、地理歴史科の目標、地理歴史科の世界史探究の目標、内容及び内容の取扱いに照らして、教科用図書としての基本的な構成について重大な欠陥が見られ、教科用図書として適切性を欠いている。

高等学校学習指導要領の地理歴史科の目標においては、「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」こと、地理歴史科の世界史探究の目標においては、「世界の歴史の大きな枠組みと展開に関わる諸事象について、地理的条件や日本の歴史と関連付けながら理解するとともに、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを掲げている。これらに照らして、本申請図書は、学習上必要と考えられる諸資料が少なく、地理的条件と関連付けながら理解させ、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けさせることが非常に困難な構成となっている。

また、高等学校学習指導要領の地理歴史科の世界史探究の内容及び内容の取扱いに示す事項を適切に取り上げていない。

さらに、学校教育法第50条においては、「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」こと、同法第51条第1号においては、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」を掲げ、高等学校学習指導要領の総則においては、教育課程の編成にあたっては、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら学校段階間の接続を図るものとされている。これらに照らして、本申請図書は、中学校学習指導要領（平成29年 文部科学省告示第105号）社会

2. 欠陥箇所

受理番号 107-104		学校 高等学校		教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	全体		全体	学習指導要領に示す地理歴史科の目標に一致していない。 (目標(1)「諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。」)	1-(2)	
2	全体		全体	学習指導要領に示す世界史探究の目標に従っていない。 (目標(1)「地理的条件…と関連付けながら理解するとともに、諸資料から世界の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付け	1-(3)	
				るようにする。」)		
3	全体		全体	学習指導要領の内容に示す事項を取り上げていない。 (内容A(1), B(2)(3), C(2)(3), D(2)(3)(4), E(1)(2)(3)「諸資料を活用し、…課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付け	1-(3)	
				ることができるよう指導する。」、E(4)「諸資料を活用し探究する活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。」)		
4	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)イ「歴史に関わる諸事象については、地理的条件と関連付けて扱うとともに、」)	1-(3)	
5	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(1)ウ「年表や地図、その他の資料を積極的に活用し、」)	1-(3)	
6	全体		全体	学習指導要領の内容の取扱いに示す事項を取り上げていない。 (内容の取扱い(2)ア「「歴史総合」で学習した歴史の学び方を活用すること。」)	1-(3)	
7	5 - 7	上1 - 上1	全体 (12ページ上1行目～19ページ下3行目 全体も同様。)	学校教育法第五十条に定める高等学校の目的に一致していない。 (「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、…高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」)	1-(1)	
8	5 - 7	上1 - 上1	全体 (12ページ上1行目～19ページ下3行目 全体も同様。)	学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標に一致していない。 (「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、」)	1-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

令和 7 年 12 月 22 日

文部科学大臣 殿

住所 [東京都港区芝 5-13-16]

氏名 [令和書籍株式会社
代表取締役 竹田恒泰]

不合格理由に対する反論書

令和 7 年 12 月 1 日付けで通知のあった下記の申請図書に関する不合格理由に対し、別紙のとおり反論がありますので、反論書を提出します。

記

- 1 申請図書の名称 世界史探究
- 2 著作者の氏名 竹田恒泰
- 3 目的とする学校、教科、種目及び学年
高等学校 地理歴史 世界史探究
- 4 受理番号 107-104

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
7	5-7	上1- 上1	<p>全体 (12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体も同様。)</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体において、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 50 条は「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」と明記しているため、高等学校では、中学校と同等であってはならず、より「高度」であることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」である。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 50 条に反している事実はなく、番号 7 の指摘は理由がない。</p> <p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」でなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 50 条の、より「高度」であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p> <p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号7は撤回されることを申し述べる次第である。

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
8	5-7	上1- 上1	<p>全体 (12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体も同様。)</p>	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体において、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学校教育法第 51 条第 1 号は「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」と明記しているため、高等学校では、中学校の成果から「発展拡充」していないものであってはならず、より「発展拡充」したものであることが求められる。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「発展拡充」したものである。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学校教育法第 51 条第 1 号の目標を達成しない事実はなく、番号 8 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「発展拡充」していなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、高等学校の検定済み教科書の一部は、中学校の検定済み教科書の一部より「発展拡充」していない場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社のみ適用される場合は、本申請図書と「発展拡充」の程度が同程度の教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学校教育法第 51 条第 1 号の、より「発展拡充」していなければならないことの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 8 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
9	5-7	上1- 上1	全体 (12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体も同様。)	<p>令和 7 年 12 月 1 日に行われた補足説明において、12 ページ上 1 行目～19 ページ下 3 行目全体において、当社『国史教科書 (第 7 版)』(令書、歴史 236-73) と同一の文章が使用されていることが、この指摘の主旨である旨の説明があった。</p> <p>確かに学習指導要領第 2 款 4 (1) は「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」と明記しているため、高等学校では、中学校の学習の成果を高等学校に接続するものでなければならず、高等学校が中学校からさらに成果を積み増すものでなければならぬ。</p> <p>しかし、本申請図書は、令和 5 年の当社外の検定済教科書 (東京書籍、教育出版、帝国書院、山川出版社、日本文教出版、自由社、育鵬社、学び舎) のいずれと比較しても、記述の程度がより「高度」(学校教育法第 50 条) であり、より「発展拡充」(学校教育法第 51 条第 1 号) する内容となっている。詳細は別紙 1 を参照されたい。</p> <p>したがって、本申請図書は、学習指導要領第 2 款 4 (1) を満たさない事実はなく、番号 9 の指摘は理由がない。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、中学の既存教科書と「同一の文章が使用」されていることを欠陥とする法令等は存在しないため、この点は欠陥の理由とはなり得ない。</p> <p>もし、当社の歴史 236-73 を基準に、それより「高度」乃至「発展拡充」的でなくてはならないとなると、既存の高等学校の教科書の一部は、本年度の検定では、条件を満たせなくなるという問題が生じる。現状では、中学校の検定済み教科書の一部は、高等学校の検定済み教科書の一部よりも記述の程度が「高度」乃至「発展拡充」的である場合が散見されるが、それらに対して適用されない規範が、当社にのみ適用されることは、当社に対する差別的対応となるため不当である。もし当社にのみ適用される場合は、本申請図書と同程度の「高度」乃至「発展拡充」的な教科書は、当社では検定を通らず、他社であれば通るという矛盾が生じる。</p> <p>学習指導要領第 2 款 4 (1) の、より高い成果を積み増すもの (より「高度」乃至「発展拡充」的) であることの判定基準は、特定の教科書ではなく、一般的な中学校の教科書を基準とすべきは、現状の検定制度を適法とするならば当然の解釈である。</p>

別紙様式第 10 号別紙①

(日本産業規格 A 列 4 番)

受理番号	107-104
------	---------

番号	指摘箇所		指摘事項	反論
	ページ	行		
				<p>また、本申請図書の検定は、本申請図書をもって行われるべきであり、検定済みの特定の図書（たとえば当社の歴史 236-73）と併せて行われるものではなく、これを併せて行うことは法令等により許容されていない。教科書検定は、法令等に基づいて行われるべきである。</p> <p>もしこの反論が認められない場合は、教科書検定そのものに歪みや矛盾が生じることは論理的に明らかであるため、担当部局におかれては、番号 9 は撤回されることを申し述べる次第である。</p>

(別紙1)

本申請図書(令和)と歴史002-72(東書)の比較

中学校の歴史的分野の教科書を出版している出版社は多いが、全てとの比較は分量が多くなり過ぎるため、差し当たりもっとも採択率が高い東京書籍との比較をすることにした。東京書籍は採択率が最も高いことから、中学校における最も標準的な記述程度となっていると見るのは合理的である。

【東書の縄文時代までの主な記述】

(東書 24 頁 7-10 行)

それからしばらくたった 260 万年ほど前、地球が寒冷化して氷河時代となり、陸地の約 3 分の 1 が氷におおわれるような氷期と、温かい間氷期とがくり返されるようになりました。

(令和 5 頁下 8-10 行)

地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきたが、一番近いところでは、約二六〇万年前から地球は⑤氷河時代に入っていた。

(⑤氷河時代 氷期と比較的温暖な間氷期を周期的に繰り返す、気候が寒冷で氷河が発達した時代。約二六〇万年前に氷河時代に入り、現在はその間氷期にある。)

→令和に全要素記述あり。

(東書 24 頁 10-12 行)

乾燥化が進み、森林にかわって草原が広がると、そこで暮らす人類は大きく進化しはじめました。

→令和に記述なし。

(東書 24 頁 12-13 行)

250 万年ほど前には、石を打ち欠いて打製石器を作り、これを使って動物の肉をはぎ取って食べるようになりました。

(令和 6 頁上 16 行～下 3 行)

①猿人 最初の人類。アフリカ東部・南部で発見されたアウストラロピテクスは直立二足歩行し、簡単な打製石器を使っていた。確認される最古の人類は、アフリカのチャドで出土したサヘラントロプス。

②原人 約二六〇万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

→令和にほとんどの要素の記述あり。ただし、打製石器で動物の肉をはぎ取って食べたことについては記述なし。

(東書 24 頁 14-15 行)

240 万年ほど前、原人がアフリカに現れ、脳が大きくなり始めました。

(令和 6 頁上 20 行～下 3 行)

②原人 約二六〇万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

(令和 5 頁下 3-8 行)

かつてアフリカには数多くの種類の人類が生息していたことが判明し、現在では、人類の起源はアフリカにあり、ネアンデルタール人や北京原人などは絶滅し、結局、ヒト属では現生人類だけが残ったと考えられている。

アフリカに出現した人類の一部は、ヨーロッパとアジアに行き、そこから世界中に広がっていったと考えられている。

→令和に全要素記述あり。

(東書 24 頁 15-16 行)

原人は火を使い、やりを使って狩りも行うようになり、後のヨーロッパやアジアにも広がっていきました。

(令和 6 頁上 20 行～下 3 行)

②原人 約二六〇万年前に出現した人類。脳の容量が大きくなり、打製石器を改良し、火や言葉を使っていたと見られる。インドネシアで発見されたジャワ原人、中国大陸で発見された北京原人などがある。

→原人が火を使ったこと、アジアに広がったことは令和に記述あり。原人が槍を使って狩りをしてヨーロッパに広がっていたことについては記述なし。

(東書 24 頁 17 行～25 頁 1 行)

20 万年ほど前になると、現在の人類である新人（ホモ・サピエンス）がアフリカに現れ、やがて世界中に大きく広がっていきました。

(令和 6 頁下 8-13 行)

④新人 現生人類。約二〇万年前にアフリカに出現し、約六万年前以降に全世界に広がったと見られる（アフリカ単一起源説）。ヨーロッパや北アフリカで発見されたクロマニオン人は、洞窟壁画を残した。クロマニオン人は、ラスコー（フランス）やアルタミラ（スペイン）などの洞窟に壁画を描き残している。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 1-2 行)

新人は知能を発達させ、複雑なことを言葉で話せるようになりました。

→令和に記述なし。

(東書 25 頁 3-4 行)

これらの人類は、食べ物を求め、移動しながら生活していました。

(令和 13 頁上 2-5 行)

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 4-5 行)

このように打製石器を使い、狩りや植物の採集をしながら移動して生活していた時代を、旧石器時代と呼びます。

(令和 12 頁上 16-17 行)

また、考古学では、打製石器を使用し、狩猟、^{ぎょろう}漁労、採集によって生活する段階を旧石器時代という。

(令和 13 頁上 2-5 行)

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 6-8 行)

今から 1 万年ほど前に氷期が終わり、気温が上がり始めると、食料になる木の実が増えました。

(令和 16 頁上 7-10 行)

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期^{ひょうき}が終わり、世界は温暖な時代へと移行した。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 8-9 行)

また、陸地にあった氷が解けて海面が上昇し、あちこちで魚や貝がとれるようになりました。

(令和 16 頁上 14-17 行)

また、海面が上昇したため、日本列島には多くの入江が形成された。これを縄文海進という。入江には魚介類が棲みつきやすく、しかもそれを獲りやすい地形となったため、縄文人は豊かな海の幸の恵みを受けるようになった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 9-11 行)

小形で動きのすばやい動物が増え、これを捕らえるために弓・矢が広く使われるようになりました。

(令和 16 頁下 5-8 行)

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えた。それを捕えるために罠をつけた弓矢が用いられ、落とし穴も作られるようになった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 12-13 行)

このころから人類は定住するようになり、麦や稲、粟を栽培したり、羊や牛などの家畜を飼う所が現れました。

(令和 16 頁下 9-10 行)

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになったが、農耕や牧畜はあまり発達しなかった。

(令和 19 頁下 4 行～)

※日本以外の地域については各地域ごとの詳述

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 13-14 行)

土器も発明され、食物を煮ることができるようになりました。

(令和 15 頁上 19-21 行)

また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊に使われていたことが分かっている。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 14-16 行)

また、木を切ったり加工したりしやすいように表面を磨いた、磨製石器が作られるようになりました。

(令和 12 頁下 6-12 行)

日本各地の遺跡で発見された初期の局部磨製石斧(刃先を研磨した石斧)は、約三万五〇〇〇年前のもので、当時、世界最古の磨製石器だった。その後も、さらに古い年代の磨製石器が次々と全国の遺跡から出土し、現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは世界最古の磨製石器とされてきた。石斧は樹木を伐採するのに、また石臼や石杵は穀物をすり潰すのに用いられた。

→令和に全要素記述あり。

(東書 25 頁 16-17 行)

このように、土器や磨製石器を使い、農耕や牧畜を始めた時代を、新石器時代といいます。

(令和 12 頁下 3-6 行)

世界では通常、打製石器が普及してから後に、石を磨いて作った磨製石器が出現し、旧石器時代から新石器時代に移行するが、日本では磨製石器の使用開始が早く、出土量が多いという特徴がある。

→令和に全要素記述あり。(農耕や牧畜は、新石器時代の条件ではないため、令和ではそのような記述をしていない)

(東書 34 頁 1-2 行)

氷河時代には、海面が今より 100m 以上も低くなり、海の浅い部分が陸地になることもありました。

(令和 5 頁下 11-12 行)

氷河時代の氷期には海面が今より約一〇〇メートル低く、日本列島は大陸と地続きになることがあった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 3-5 行)

現在の日本列島も、たびたびユーラシア大陸と陸続きとなり、マンモス・ナウマンゾウ・オオツノジカなどの大型の動物が、大陸と同じように住んでいました。

(令和 5 頁下 12-15 行) ①

この時代に大陸からナウマンゾウ、マンモス、大角鹿^{オオツノシカ}などの大型動物が渡ってきて、数万年前ごろにはそのような動物を追って日本にきた人たちがいたと考えられる。

(令和 5 頁下 12-15 行 8-9 行) ②

地球は温暖期と寒冷期を交互に繰り返してきたが、

→令和に全要素記述あり。(①には「たびたび」の要素がないが、②に温暖期と寒冷期を交互に繰り返す旨を記しているため、「たびたび」大陸と陸続きになったことが分かるようになってい

(東書 34 頁 6-8 行)

これらの動物を負って大陸から移り住んできた人々は、打製石器を付けたやりなどを使って動物を捕らえたり、植物を採集したりして暮らしていました。

(令和 5 頁下 12-15 行) ①

この時代に大陸からナウマンゾウ、マンモス、大角鹿^{オオツノシカ}などの大型動物が渡ってきて、数万年前ごろにはそのような動物を追って日本にきた人たちがいたと考えられる。

(令和 13 頁上 2-5 行および③) ②

この時代の人たちは、石器を使って③狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた。

(③先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、尖頭器^{せんとうき}(先端が鋭すどく尖った打製石器)をくりつけた槍^{やり}を使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、細石器^{さいせつき}という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄^えにはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。)

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 8-9 行)

人々は、簡単なテントや岩かげに住み、食べ物を求めて、移動しながら生活していました。

(令和 13 頁上 2-5 行)

この時代の人たちは、石器を使って狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 9-10 行)

火を使って体を温め、捕まえた獲物を焼いて食べたりしました。

(令和 13 頁上 2-5 行および③)

この時代の人たちは、石器を使って③狩猟し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた。

(③先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、尖頭器 (先端が鋭するどく尖った打製石器) をくくりつけた槍やりを使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、細石器 という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄えにはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。)

→令和に全要素記述あり。ただし「火を使って体を温め」は令和に記述はないものの、令和には「防寒のために毛皮製の服を着ていた」とあり、この点は東書に記述はない。このように、火で暖をとった点と、毛皮で暖をとった点をそれぞれ記述していることから、この点については同等の記述をしているといえる。

(東書 34 頁 11-12 行)

1 万年ほど前になると、氷期が終わり、陸地にあった氷が解けて、海面が上昇しました。

(令和 5 頁下 20 行～6 頁上 1 行)

一万一〇〇〇年ほど前には、現在の氷河時代における最後の氷期が終わり、海面が上昇して日本は大陸と隔てられて列島になった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 12-13 行)

大陸とつながっていた部分が海になり、現在の日本列島の形がほぼできあがりました。

(令和 5 頁下 20 行～6 頁上 1 行)

一万一〇〇〇年ほど前には、現在の氷河時代における最後の氷期が終わり、海面が上昇して日本は大陸と隔てられて列島になった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 34 頁 14 行～35 頁 1 行)

1 万数千年前から、日本列島の人々は土器を作り、これを使って木の実を煮て食べたりするようになりました。

(令和 15 頁上 5-8 行)

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はなかった。付着していた炭化物などを試料に行った放射性炭素年代測定法^②による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのだった。

(令和 15 頁上 19-21 行)

また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊に使われていたことが分かっている。

(令和 16 頁上 7-10 行)

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期が終わり、世界は温暖な時代へと移行した。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 1-3 行)

厚手で、低温で焼かれたため黒褐色をしたこの土器は、表面に縄目のような文様が付けられていることが多いので、縄文土器と呼ばれます。

(令和 15 頁下 9-10 行)

縄文土器は、黒褐色で、低温で焼き上げるため厚手ででもろい特徴があり、

(令和 15 頁下 4-6 行)

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼の土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義してきた。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 3-4 行)

このため、この時代を縄文時代、このころの文化を縄文文化と呼びます。

(令和 15 頁下 4-8 行)

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼の土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義してきた。大平山元 I 遺跡の土器には縄の模様はないが、この土器の出現で、縄文時代の始まりが遡ったことになる。この時代の文化を縄文文化という。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 4-5 行)

縄文土器は、世界的に見ても非常に古い土器の一つとされています。

(令和 15 頁上 5-8 行)

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はなかった。付着していた炭化物などを試料に行った放射性炭素年代測定法による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのだった。

→令和に全要素記述あり。

(東書 35 頁 6-9 行)

この時代には、氷期が終わり気温が上がったので、植物の栽培も始まりました。しかし、林にはくり・どんぐりなどの木の実が豊富で、鹿・いのしし・鳥などのけものや、魚や貝も豊富にとれたため、農耕や牧畜はあまり発達しませんでした。

(令和 17 頁 8-11 行)

従来、縄文人は大きな集落を作らず、食物の栽培はしていなかったと考えられていた。ところが、三内丸山の縄文人は、栗の木を計画的に植林し、下草を刈るなどして、念入りに管理していたことが分かったのだった。

(令和 16 頁下 9-10 行)

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになったが、農耕や牧畜はあまり発達しなかった。

(令和 16 頁下 5-6 行目)

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えた。

→令和に全要素記述あり（ただし、東書が列記した食材の内「どんぐり」と「鳥」は令和に記述がない）。

(東書 35 頁 9-11 行)

海に近いむらでは、食べ終わった後の貝殻や魚の骨などを捨てた貝塚ができました。

(令和 19 頁 18-20 行)

食料事情が極度に悪化すると幼い動物まで捕獲するようになるが、縄文時代晩期の貝塚に幼獣の個体が増える形跡はなく、

→令和に「貝塚」に関する記述あり。ただし「貝塚」そのものの説明は省略されている。

(東書 35 頁 12-14 行)

人々は移動しながら生活するのをやめて、食料を得やすい場所に集団で定住するようになり、掘り下げた地面に柱を立てて屋根をかけた、たて穴住居を造って住みました。

(令和 17 頁下 2-5 行)

住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていて、同時期に三〇〇〇棟以上の住居が存在していたわけではないにせよ、その規模は、これまでの縄文遺跡の常識を破るものだった。

→人々が集団で定住したことは令和に記述があるが、堅穴住居に住んだ点は記述がない。ただし「世界史探求」である性質上、この点は記載不要と思われる。

(東書 35 頁 4-6 行)

人々は耳飾りを付けたり、抜歯を行ったり、祈りのため土偶を作ったりしました。

→令和に記載なし。ただし「世界史探求」である性質上、この点は記載不要と思われる。

(東書 35 頁 16-17 行)

人が死ぬと、地面に穴を掘り、手足を折り曲げて埋める屈葬を行いました。

→令和に記載なし。ただし「世界史探求」である性質上、この点は記載不要と思われる。

(東書 35 頁 17 行)

こうした縄文時代は 1 万年以上続きました。

(令和 16 頁下 13 行)

縄文時代は約一万三〇〇〇年以上続いた。

→令和に全要素記述あり。

【令和の該当箇所の記述】※東書に記述がない箇所に下線を引いた

イ 磨製石器の出現

昭和二十一年（一九四六）にアマチュア研究家の相沢忠洋が、岩宿遺跡（群馬県）の関東ローム層の中から黒曜石^①でできた打製石器を掘り出し、我が国の考古学史上の大発見となった。関東ローム層は、関東地方の地層で、約一万年前から四〇万年前に形成された堆積層と考えられている。この時代は地質学では更新世にあたる。

人類の文化は、石を砕いて打製石器を作り狩猟をしたところから始まる。まだ土器が出現する前の段階なので先土器文化と呼び、その時代を先土器時代という。この時期は氷河時代だった。また、考古学では、打製石器を使用し、狩猟、漁労、採集によって生活する段階を旧石器時代という。

日本では長らく先土器時代の石器が発見されてこなかったため、先土器文化はないものと考えられていた。ところが、岩宿遺跡から石器が出土したことで、日本にも先土器文化があったことが確認されたのである。

世界では通常、打製石器が普及してから後に、石を磨いて作った磨製石器が出現し、旧石器時代から新石器時代に移行するが、日本では磨製石器の使用開始が早く、出土量が多いという特徴がある^②。それどころか、日本各地の遺跡で発見された初期の局部磨製石斧（刃先を研磨した石斧）は、約三万五〇〇〇年前のもので、当時、世界最古の磨製石器だった。その後も、さらに古い年代の磨製石器が次々と全国の遺跡から出土し、現状で日本最古は約三万八〇〇〇年前で、これは世界最古の磨製石器とされてきた。石斧は樹木を伐採するのに、また石臼や石杵は穀物をすり潰すのに用いられた。

平成二十九年（二〇一七）に、オーストラリアのマジェドベベ遺跡から約六万五〇〇〇年前の磨製石器が発見されたとの報告があった。ところが、マジェドベベ遺跡の年代の信憑性には疑問も呈されている。そのため、国際的に信頼される手法により年代が特定された磨製石器としては、日本から出土したものが世界最古であるといえる。

オーストラリアで信憑性が高い初期の磨製石器は約三万年前になる。それでも、世界では一般的に磨製石器の使用開始は約一万年前であり、日本とオーストラリアの磨製石器の古さは突出している。

この時代の人たちは、石器を使って狩猟^①し、植物を採取して、獲物を求めて移動しながら、一〇人程度の集団で簡単な小屋や洞窟、岩陰などで生活し、防寒のために毛皮製の服を着ていた^②。また、火を使っていたことや遠隔地との交流が盛んだったことが分かっている^③。そして、当時日本に住んでいた先土器時代人は、現在の日本人の先祖である。

ところで、いまのところ世界最古級の磨製石器が日本列島で出土しているということは、その時代の人類の技術の最先端は日本列島にあったことを意味する。世界の考古学では、磨製石器の出現で新石器時代に入る。日本列島は、人類史上で最初期に新石器時代を迎えた。世界では一般的に、磨製石器と土器の使用開始と、農耕や牧畜の開始は同時期になるところ、日本では磨製石器の使用が著しく先行した。

①黒曜石 石や木のハンマーで打つと、ナイフのような鋭すどい刃が得られるため、その性質を利用して、打製石器の素材として多く用いられた。

②中期旧石器時代 日本国内では三万八〇〇〇年前より前の打製石器の出土例があるが、いずれも石器群を認定する四つの基準（加工痕、偽石器が含まれる可能性のない安定した遺跡立地、層位的出土、複数の出土）を満たしていない。打製石器のみが存在していた中期旧石器時代の有無は、日本では論争になっている。

③先土器時代の狩猟 先土器時代の人々は、尖頭器（先端が鋭すどく尖った打製石器）をくりつけた槍^{やり}を使って集団で大型動物を狩っていた。また、動物の解体などにナイフ形石器が用いられた。石器の技術が発達すると、細石器という小型の石器も作られるようになり、木や骨の柄^えにはめ込んで、狩猟に使われた。人々は得た獲物を焼いて食べていた。

④日本の先土器時代は、氷河時代の氷期にあたり、現在と比べると相当に寒かった。

⑤盛んだった遠隔地との交流 人々は丸木舟^{まるきふね}で盛んに列島の島々^{いず}を行き来していた。伊豆諸島の神津島^{こうづしま}で採れる黒曜石が、南関東、山梨、長野で、また九州の黒曜石が沖縄や朝鮮半島で発見されている。物資を輸送するために島と島を往復した事例は、同じ時期では世界で他に確認されていない。日本列島の先土器時代人は、最先端の航海術を身につけていたといえる。

世界最古の磨製石器は日本かオーストラリアか

オーストラリアのマジェドベベ遺跡から出土した石器の年代は、石器が発見された砂層^{きそう}の年代測定によって示されていて、学界ではその石器の年代に対して疑問が提示されている。

石器が出土した砂層は、安定した地層ではなく、石器がシロアリの穴掘りや豪雨によって下の層に沈めば、実際より古いものと特定されてしまう可能性がある。

それに対して日本の初期の磨製石器は、マジェドベベ遺跡とは異なり、偽石器が含まれている可能性のない安定した遺跡立地から出土している。しかも貫ノ木遺跡（長野県）、石本遺跡（熊本県）が三万八〇〇〇年前、上萩森遺跡（岩手県）、八風山Ⅱに遺跡（長野県）、瀬田池ノ原遺跡（熊本県）が三万七〇〇〇年前の年代が得られているなど、その時代の出土例が多く、三万六〇〇〇年前となるとその数は膨れ上がる。

また、日本の岩宿時代は、列島以外の周辺地域と比較しても群を抜くほどの豊かな石器文化が発展した。磨製石器が出土した遺跡は、三万五〇〇〇年前以前の後期旧石器時代だけでも八一カ所あり、北海道から九州、そして種子島にまで分布する。

それに対してオーストラリアでは、マジェドベベ遺跡から連続して石器文化が発展・拡散した形跡が見当たらない。

世界で一般的に磨製石器が使用されるようになるのは約一万年前である。比較的古いものでも、オーストラリア以外では、オーストラリア中部が約二万六〇〇〇年前、シベリアが約二万二〇〇〇年前と、日本よりだいぶ遅れる。

また東アジアでの磨製石器使用開始年代は、中国が約一万五〇〇〇年前、朝鮮半島が約七〇〇〇年前と、それぞれ約二万三〇〇〇年、約三万一〇〇〇年、日本が先行していることになる。

弥生時代で勉強するように、稲作は中国が先行したため、日本列島の人々は以降、中国から最先端の稲作文化を学ぶことになる。日本は周辺地域から多くを学びますが、先土器時代では、日本列島の石器文化は圧倒的に進んでいたため、他の地域に影響を及ぼした。

ところで、平成二十八年（二〇一六）に沖縄県南城市のサキタリ洞で世界最古となる約二万三〇〇〇年前の釣り針が発見された。これまではパプアニューギニアの約一万八〇〇〇年前のものが最古とされていた。

ロ 土器の使用開始

日本では、土器^①が作られるようになったのを縄文時代の始まり、また、本格的な水田稲作の開始を弥生時代の始まり（縄文時代の終わり）と定義している。

平成十年（一九九八）、青森県外ヶ浜町の民家の建て替え工事にあたり、旧蟹田町教育委員会が行った発掘調査で発見された土器が、世界の考古学の歴史を大きく塗り替えることになった。

発見された土器は、すべて小さな破片で、模様はなかった。付着していた炭化物などを試料に行った放射性炭素年代測定法^②による検査により、出土した土器は、約一万六三〇〇年前の世界最古級の土器であることが分かったのだ。この測定の結果、日本における土器の出現がこれまで考えられていた時期より約四〇〇〇年遡った。その後、日本列島の広い範囲で、古い時代の土器が多数確認されました。たとえば、長崎県の福井洞窟の土器は約一万六〇〇〇年前、東京都の御殿山遺跡の土器は約一万六三〇〇年前、神奈川県みづがの宮ヶ瀬北原の土器は約一万五五〇〇年前、北海道たいしやうの大正3遺跡の土器は約一万四五〇〇年前と見られて

いる。福井洞窟と御殿山遺跡は、外ヶ浜町の遺跡とほとんど同時期であり、短期間のうちに北は北海道、西は九州にまで伝播したことが分かる。

この遺跡から出土した石鏃（石でできた矢尻）は世界で最古のものと見られている。また、土器の内側には焦げた炭化物が付着していたことから、この土器は煮炊に使われていたことが分かっている。そしてこれは、人類最古の調理の跡とされている。

この遺跡は大平山元Ⅰ遺跡という縄文時代草創期の遺跡で、現在は国の史跡に指定されている。

日本では、世界的に見てかなり早い段階で素焼の土器に縄の模様をあしらった縄文土器が作られるようになり、それをもって縄文時代の始まりと定義してきた。大平山元Ⅰ遺跡の土器には縄の模様はないが、この土器の出現で、縄文時代の始まりが遡ったことになる。この時代の文化を縄文文化という。縄文時代は水田稲作が始まるころまで続く。縄文土器は、黒褐色で、低温で焼き上げるため厚手ででもろい特徴があり、火焰型土器のように美しく装飾されたものもある。

①土器 粘土をこねて成型し、乾燥させ、焼き上げて作った容器。

②放射性炭素年代測定法 年代を測定する方法のひとつ。大気や海水にはわずかな量の「炭素一四」という放射性同位体が含まれている。炭素一四は生物の体内にも取り込まれるが、生物が死に外界からの炭素一四の供給が断たれると、炭素一四は五七三〇年ごとに半減する性質を持つため、その存在量が経過時間とともに一定の割合で減少していく。したがって、動植物の遺物に含まれる炭素一四を測定すれば、その生存年代を特定することができる。

ハ 氷河時代の終焉

今から約一万一〇〇〇年前、最後の氷期が終わり、世界は温暖な時代へと移行した。温暖化により、植物の成長が早くなり、森林が増え、人々は木の実などの食料を確保しやすくなった。また、氷が溶けて海面が上昇し、日本地域は大陸と分離されて再び日本列島が形成された。

気候の変化によって、日本列島は現在と同じような、四季のある温暖湿潤な気候になり、多種多様な植物が育つ環境になった。また、海面が上昇したため、日本列島には多くの入江が形成された。これを縄文海進という。入江には魚介類が棲みつきやすく、しかもそれを獲りやすい地形となったため、縄文人は豊かな海の幸の恵みを受けるようになった。日本沿岸は暖流と寒流がぶつかるため、もともと豊かな漁場だったが、縄文海進で森と海が接近したため、森の養分が直接入江に流れ込むようになり、さらに豊かな漁場となった。

温暖な時代の到来により、特に日本列島は、植物資源だけでなく、海産物も豊富に獲れるようになり、世界でも有数の豊かな土地になった。現在でも日本食の文化は魚を中心としているが、その起源は縄文時代にあったといえる。

この時代になると、日本列島から大型動物は姿を消し、猪や鹿などの機敏な動きをする中小の動物が増えた。それを捕えるために^{やじり}鎌をつけた弓矢が用いられ、落とし穴も作られるようになった。

縄文時代の日本列島は豊かな環境に恵まれたため、人々は定住するようになったが、農耕や牧畜はあまり発達しなかった。北部九州で稲作が始まるのは、縄文時代の^{ばんき}晩期を待たなくてはならない。

縄文時代は約一万三〇〇〇年以上続いた。文化の芽生え（磨製石器の出現）を日本の歴史の始まりと考えるなら、日本の歴史の九割以上が先土器時代と縄文時代だったことになる。ひとつの文化がこれほど長く続いたのは、世界の歴史で他に例がない。縄文時代は豊かで安定した時代だったため、新しい文化を取り入れる必要がなかったものと思われる。中国大陸で農耕が盛んになっても、日本列島の縄文人は、交流があるにもかかわらず、積極的に農耕を取り入れることはなかった。縄文文化は「農耕しない遅れた文化」なのではなく、自然と共生しながら採取経済を発展させた、成熟した文化だったといえる。

縄文時代の大規模集落・三内丸山遺跡

^{さんないまるやま}三内丸山遺跡は、青森県青森市にある縄文時代の大規模集落跡である。平成四年（一九九二）に発掘が始まりました。この遺跡の発掘により、これまで考えられていた縄文人像が大きく変化することになった。

従来、縄文人は大きな集落を作らず、食物の栽培はしていなかったと考えられていた。ところが、三内丸山の縄文人は、栗の木を計画的に植林し、^{したくま}下草を刈るなどして、念入りに管理していたことが分かったのだ。また、直径と深さがともに二メートルの六つの巨大な柱の跡が発見されたことから、かなり大規模な建物が存在し、高度な土木建築技術があったことを思わせる。

三内丸山遺跡は、縄文時代前期から中期にかけ、五九〇〇年前ごろから四三〇〇年前ごろまで、およそ一六〇〇年間営まれた。江戸（東京）は^{えど}徳川家康が城を築いてから約四〇〇年、京都は^{かんむ}桓武天皇が遷都してから約一二〇〇年であるから、それと比べると、^{たいこ}太古の昔に一六〇〇年間集落が営まれたのは、相当の長さであると分かる。住居の跡は三〇〇〇棟以上になると推定されていて、同時期に三〇〇〇棟以上の住居が存在していたわけではないにせよ、その規模は、これまでの縄文遺跡の常識を破るものだった。

遠方との交易も盛んだったようで、糸魚川の^{ひすい}翡翠、岩手の^{うはく}琥珀、秋田のアスファルトなどが出土している。また、遺跡には大規模な墓が造営され、故人を丁重に葬る文化があったことが分かる。

三内丸山遺跡の発掘の結果、縄文人は採取経済を基礎とする社会としては、稀に見る高度な社会を構築していたことが分かった。

二 影響し合う世界の文明

日本で出土した世界最古級の土器以外にも、同じような古い時期の土器として、ロシアと中国の例がある。ロシアのグロマトゥーハ遺跡で発見された土器は約一万五〇〇〇年前のも

のである。また、中国の湖南省の洞窟で発見された土器が約一万八〇〇〇年前という報告もある。いずれにしても、東アジアに最古級の土器が集中しているといえる。ところが、南アジア、西アジア、アフリカ、ヨーロッパなどでは、日本に八〇〇〇年ほど遅れて土器を作るようになった。少なくとも、土器に関しては、日本を含む東アジアが極端に古いといえる。

ところで、中国湖南省の約一万八〇〇〇年前という土器は、日本の考古学者が調査を要請しても拒否され、しかも盗まれてもうないという。また、この測定も土器自体を調べたのではなく、土器の上下の地層の動物骨などから割り出したもので、約三〇〇〇年間の開きがあり、上限が一万八〇〇〇年前ということではしかない。その後、中国は江西省で約二万年前の土器が出土したと発表したが、付着物を測定せずに地層から割り出した、信憑性の低いものだった。

農耕を開始して、都市を形成し、文字を用いて、広範囲な貿易をしていることなどをもって文明の成立と考えられてきた。どの文明が世界の文明の祖であるかは研究の途上にあり、まだ定説はない。

かつて、エジプト文明、メソポタミア文明、インダス文明、中国文明を世界四大文明と呼び、世界中の文明はすべてこれら四文明の垂流であると考えられていた時期があった。しかし、考古学の研究が進むと、同じ条件を満たす例が各地に発見され、四大文明が世界の文明の祖であるという考え方は、現在では否定されている。

日本列島では本格的な食料生産と都市形成の時期は遅れたが、日本列島から最古級の磨製石器と最古級の土器が発見されていて、日本は独自の文化の起源を持っているといえる。アメリカを代表する国際政治学者であるサミュエル・ハンチントンが著書『文明の衝突』で、ほとんどの学者は日本を固有の文明と認識しているとして、五世紀以降の日本文化を「日本文明」と呼んだ。日本列島は地理的に大陸から隔てられていたため、他の地域とは異なった特色ある文化を発展させていくが、日本文化は他地域の文明と無関係に発展・形成されたわけではない。日本列島の人々は、大陸や朝鮮半島から積極的に文化を受容し発展させ、また東アジアの多くの地域に文化的影響を与えた。日本文化は、特に中国の文明と相互に強い影響を与えながら発展していくことになる。

エジプト、メソポタミア、インダス、黄河・長江、メソアメリカ、アンデスをはじめとする地域では、日本列島より早い段階で農耕と牧畜が始まった。大河の周辺地域では穀類中心、また山岳地帯のアンデスや、島嶼のパプアニューギニアではジャガイモなどの根菜類中心の農耕が行われた。

大陸では、世界的にも特に早い時期に農耕が始まっている。約一万二〇〇〇年前に、長江（揚子江）中流域で稲作を中心とした農耕が始まっていたことが確認されている。また、水田としては、長江中流域の約九五〇〇年前の水田の跡が最も古く、長江流域が稲作の起源であると考えられている。

その他、最古級の農耕としては、シリアのテル・アブ・フレイラ遺跡に約一万一〇〇〇年前のライムギの農耕の跡が、また、パプアニューギニアに約九〇〇〇年前の芋類を作るための灌漑施設の跡がある。

紀元前八〇〇〇～七〇〇〇年ごろに西アジアで羊を家畜化したのが牧畜の始まりで、同様の時期に山羊、遅れて牛、また中央アジアの草原で馬、北アフリカから中央アジアにかけて

はラクダ、東シベリアや北欧でトナカイなどが家畜化された。狩猟対象の群に追従するうちに、群れの行動を管理する技術が発生したのが牧畜の起源と見られる。

日本列島は豊かな温帯林に包まれ、周囲を海に囲まれた環境にあり、山海の幸に恵まれていた。このように、他の地域に比べて食料を得ることが容易だったため、日本では本格的な農耕を開始する時期が遅れたと考えられている。ところが、縄文時代晩期になると寒冷化により自然の実りが乏しくなった。このような時期に縄文人も重い腰を上げて稲作に着手することになったと考えられている。食料事情が極度に悪化すると幼い動物まで捕獲するようになるが、縄文時代晩期の貝塚に幼獣の個体が増える形跡はなく、また、そのころの縄文人の骨や歯に、成長が止まるような障害はほとんど観察されていない。縄文人は自然環境が変化するなか、余裕を持って農耕社会に移行していったことが分かる。その後、日本列島の人々は積極的に大陸の文化を取り込んでいくことになる。

このように、東書の記述のほぼすべては令和に記述があり、反対に、令和の該当箇所の要素は、大部分が東書に記述はなく、東書の記述より「高度」で「発展拡充」した内容で埋め尽くされている。

たとえば、令和の「イ磨製石器の出現」では、列島各地で発見された最古級の磨製石器について詳述していて、これは東書が日本の石器について打製石器にしか触れていなかったところ、磨製石器が世界最古級である点を発展させて記述したものである。また、打製石器については、尖頭器の具体的な使用法や、細石器にまで言及し、東書が日本の打製石器について単に写真を掲載しているだけで説明文を欠いているところを、令和では高度に発展拡充させた内容になっている。

次に令和の「ロ土器の使用開始」では、日本の初期の土器が世界最古級であることを詳述し、東書が単に「1万数千年前から、日本列島の人々は土器を作り、これを使って木の実を煮て食べたりするようになりました」と記しているのを、令和では高度に発展拡充させて記述している。

次に令和の「ハ氷河時代の終焉」では、列島で魚介類が豊富に採れるようになった理由を具体的に詳述し、東書が単に結論だけ述べていることにつき、令和では高度に発展拡充させた記述になっている。また、縄文文化が長期間続いた理由とその意義について詳述し、東書が単に縄文時代が長かった点に言及しただけであったのを、令和では高度に発展拡充させて記述している。また、三内丸山遺跡について詳述し、東書が具体的な遺跡について触れていなかったことにつき、令和では高度の発展拡充させて記述している。

次に令和の「ニ影響し合う世界の文明」では、古い時代の各地域の土器を比較検討し、東書が単に土器が使用された旨を述べていることにつき、令和では高度に発展拡充させて記述している。また、農耕と牧畜の起源につき詳述し、東書が単に農耕と牧畜が始まった旨を記していることにつき、令和では高度に拡充発展させて記述している。また、縄文時代から弥生時代への発展について詳述し、東書が単に半島から稲作が伝えられた旨を記していることにつき、令和では高度に発展拡充させて記述している。

以上の理由により、本申請図書（令和）は歴史 002-72（東書）と比較すると、相当程度大幅に「高度」に「発展拡充」した内容になっていると結論することができる。

もし、本申請図書が、これ以上に「高度」な内容を記述しないといけないとすると、およそ大学の一般教養で扱うことのない、極度に専門性の高い内容に踏み込まざるを得ず、高等学校の教科書検定を歪めることになることは明白である。

令和書籍株式会社

代表者 竹 田 恒 泰 殿

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

検定申請図書の審査の結果について（通知）

下記の図書は，教科用図書検定規則第 7 条第 1 項及び第 8 条第 4 項の規定により，検定審査不合格と決定されましたので通知します。

なお，この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に，文部科学大臣に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

記

1 受 理 番 号	1 0 7 - 1 0 4
2 学 校 種	高等学校
3 教科(種目, 学年)	地理歴史（世界史探究）
4 申請図書の名称	世界史探究

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 3 (4) の規定により，反論認否書を併せて交付します。

※教科用図書検定規則実施細則第 2 の 7 (2) の規定により，令和 8 年 6 月 1 日から 6 月 1 0 日までの期間に再申請を行うことができます。

〈本件担当〉

初等中等教育局教科書課検定調査第一係

TEL 03-5253-4111 (内線2396)

E-mail kentei@mext.go.jp

反論認否書

受理番号	107-104	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
------	---------	---------	---------	----------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
7	5-7	上1-上1	全体 (12ページ上1行目～19ページ下3行目 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十条に定める高等学校の目的として示す「高等学校は、中学校における教育の基礎の上に…高度な普通教育…を施すこと」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校の目的を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。
8	5-7	上1-上1	全体 (12ページ上1行目～19ページ下3行目 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「発展拡充」したものであるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、学校教育法第五十一条第一号に定める高等学校教育の目標として示す「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて」に照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが適切に踏まえられておらず、高等学校教育の目標を達成するための学習を行うことが非常に困難な構成となっていることである。反論は認められない。

反論認否書

受理番号	107-104	学校 高等学校	教科 地理歴史	種目 世界史探究	学年
------	---------	---------	---------	----------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	意見の認否	
	ページ	行		認否の別	認めない理由
9	5-7	上1-上1	全体 (12ページ上1行目～19ページ下3行目 全体も同様。)	否	反論は、中学校学習指導要領に基づき著作編集された中学校用教科書『国史教科書 第7版』の内容が、他の発行者の社会科（歴史的分野）の中学校用教科書の内容と比較して「高度」であるか否か等を示そうとするものであるが、指摘の趣旨は、高等学校学習指導要領の総則において、「中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され」ることに配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとされていることに照らし、高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領は、内容及び内容の取扱いが異なるにもかかわらず、申請図書では、そのことが踏まえられておらず、適切ではないとするものである。反論は認められない。